

令和 7 年度 部活動規程

呉市立白岳中学校

1. 部活動の意義

- (1) 興味・関心の追求による個性の発見と伸長（興味・特技を身につける）を図る。
- (2) 教師や異学年生徒等との交流を通じて、豊かな人間関係の育成を図る。
- (3) 自主的・実践的な態度の育成等、集団活動における社会性の育成を図る。
- (4) 心身の健康の増進、体力向上を図る。
- (5) 規範意識やマナーの指導を通じて、豊かな人間関係の育成を図る。
- (6) 集団の一員としての自覚を高め、他と協力しながら自己の責任を果たし、よりよい生活を築こうとする態度を育てる。

2. 組 織

- (1) 部活動の運営にあたり、次の組織を置く。
部活動顧問会：校長および全顧問をもって構成する。
- (2) 部活動顧問会は、部の活動に関する具体的な問題や、規定の改正などの問題について話し合う。
- (3) 部活動外部指導者については、校長が適当と認め、部活動顧問会で承認する。

3. 現在の本校の部活動（14部）

(1) 運動部（11部）

陸上競技部	男子	バスケットボール部	男子	ソフトテニス部	男子
陸上競技部	女子	バスケットボール部	女子	ソフトテニス部	女子
卓球部	男子	軟式野球部		バレーボール部	女子
卓球部	女子	サッカー部			

(2) 文化部（3部）

吹奏楽部	美術部	家庭科部
------	-----	------

4. 部活動生徒心得

- (1) 学習と部活動の両立に努め、基本的生活習慣を身に付けること。
- (2) 民主的・自主的に活動し、部員全体が仲良く行動すること。
- (3) いつでも大きな声で気持ちのいい挨拶ができるようにすること。
- (4) 校外活動時や大会等に出場する際は、白岳中学校生徒としての誇りと責任をもって行動すること。

5. 部活動規約

- (1) 部活動の入部・退部・転部について

①入部

(ア) 入部することを原則とする。(習い事など、事情がある場合は、その限りではない。)

(イ) 担任を通じ入部届(様式1)を提出すること。

(ウ) 前年度と引き続き同部活動で活動する場合も、毎年度初めに提出すること。提出しない場合は部活動に参加できない。

②退部

退部は顧問や担任とよく相談した上、保護者からの退部届(様式2)を提出しなければならない。

③転部

転部は前部活動の顧問・担任とよく相談した上で転部届を提出し、改めて新しく入部したい部活動へ転部届を提出すること。

④その他

新1年生の部活動見学・体験入部等については別途提示する。

(2) 練習について

①顧問が学校内に不在の時の練習は、原則として禁止する。ただし、代替りの指導者(外部コーチなど校長が指導を認めた者)もしくは本校教職員がいる場合はその限りではない。

②学校が定めた部活動中止の日は、原則として活動を中止する。ただし、大会期間が重なる場合は、校長の許可を得て活動することができる。活動時間は1時間以内とする。

③学校休業日の活動については、顧問が校長に申請し許可を受けること。また、顧問がつけない場合、土曜日・日曜日・休日の活動は実施できないものとする。

④定期試験(中間試験・期末試験)1週間前は原則、部活動は中止する。また、春休み、夏休み、冬休みの課題試験の前日においても原則、部活動は中止する。ただし、大会期間が重なる場合は、校長の許可を得て活動することができる。活動時間は1時間以内とする。

⑤各種大会参加に向けては、大会の1週間前より30分延長して活動できるものとする。ただし、事前に保護者の了承を得ておくものとする。

⑥夏季・冬季休業等、長期休業日の活動の有無および練習時間については、別途計画表を作成し提示する。

(3) 服装について

①運動部の練習着は、顧問が指定する練習着(競技使用着やユニフォーム)、 及

び学校指定の体操服・ジャージとする。（シャツだし、腰パン等だらしない着用はしない）。

②文化部の活動着は、制服着用を原則とする。ただし、顧問が指定する活動着（学校指定の体操服、ジャージ等）は許可する。

③防寒着を着用する場合は、学校指定のウィンドブレーカーまたは顧問の指示による部指定のものを着用するものとする。

④その他の防寒着（手袋、ネックウォーマー等）については顧問が必要と判断し、生徒指導部会等で認可された場合のみ、その使用を認める。ただし、使用にあたってはその期間と種類等を適切に設定するものとする。

（４）部室・教室等の使用及び更衣について

①部室は指定された場所を使い、各部の責任で戸締りを行う。

②部室は、活動に使用する用具の保管、更衣のみに使用する。活動以外の目的（個人の体操服、ジャージ・教科書・私物等の置き帰り等）で使用してはならない。

③活動場所（更衣場所も含む）は使用後、整備・清掃を行うこと。また、使用した道具類の後片付けも責任を持って行うこと。

④更衣については、原則として指定された場所や部室等で更衣する。個人の荷物は、整理整頓を心がけ、自分たちが活動する場で責任を持って管理するものとする。

⑤更衣場所、活動場所の備品・掲示物・個人の荷物などには絶対触れないこと。また、使用後の清掃、施錠は顧問の指示に従い確実に行うこと。

⑥鍵は顧問が管理する。故意による部室の破損や鍵の紛失は、その部で弁償するものとする。

⑦学校以外の施設を使用・借用する場合は、顧問が同伴の上、管理者又は施設関係者に迷惑をかけないように、利用後の清掃・整理整頓・安全管理・戸締り等を行うこと。

⑧以上の事項が守れていない場合、部活動顧問者会議及び職員会議にて合議し、部室の使用を禁止する。

（５）活動終了時間・下校について

①活動終了・下校の時間（平日の完全下校時間）は、下記に定める。

	学年末試験終了後～１０月	１１月～学年末試験終了後
完全下校時間	１８：００	１７：３０
※完全下校時刻には校門を出ていることとする。		

②完全下校時間に間に合うように練習を終え、後片付け・戸締りをして下校すること。

③完全下校を再三に渡り守れない部は、顧問の指導により愛校作業を行う。（内容は顧問の指導に従う。）また、状況に応じて、数日間の活動停止を命ずる場合もある。

（６）県外での活動について

①県外で行われる対外試合や練習試合等は、１週間前までに校長に許可を受けな

なければならない。

- ②宿泊を伴う対外試合（中体連中国大会・全国大会等を除いて）は、保護者の承認と保護者代表による生徒引率を前提（事前に保護者の了承を得るもの）とする。

（７）費用について

- ①活動に必要な用具や練習着及び交通費や部費の徴集については、年度当初の部活動総会・保護者懇談会で顧問が説明する。

（８）身体状況の連絡

- ①不慮の事故防止のため、特に脳疾患、心疾患、重度の貧血、その他疾患などについては入部の際、保護者や担任が必ず顧問に連絡すること。
- ②活動中に怪我をした場合は、必ず顧問及び養護教諭、その他教員等に連絡し、その指示を仰ぐこと。また、顧問は管理職に事故の経過及び処置などを報告すること。

（９）休養日等の設定について

- ①学期中は、週当たり２日以上の休養日を設ける。なお、平日は休養日を原則水曜日とし、土曜日及び日曜日は少なくとも１日以上を休養日とする。週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。
- ②長期休業中は、学期中に準じた扱いを行う。生徒が十分な休養を取ることができるとともに、運動部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。

６．顧問等の確認事項

- （１）部活動については、部活動顧問会議での話し合いを通して、校長が決定する
- （２）長期休業中の部活動については、事前に顧問会議を開き、練習時間・場所等を決定する。

７．その他

（１）飲食、携行品、移動等

- ①水筒の持参については年間を通じて許可するが、中身についてはお茶・水・スポーツ飲料とする。ジュース等は不可とする。また、缶やビン、ペットボトルの持ち込みは禁止する。
- ②貴重品や現金は学校に持参しない。やむを得ず持参した場合は、活動前に顧問に預けること。
- ③自転車での登下校、大会・発表会場への移動は禁止とする。

- （２）体育館以外で活動する運動部は、輪番でグラウンド及びあいさつ通りの掃除を行う。

（３）規約が守れない場合について

- ①以上の規約や「白岳中学校生徒指導規程（白岳中学校生活のきまり）」を守ら

ない部活動生徒については、部活動顧問者会議を開き処置を決定する。

- ②特に頭髪や服装のきまりを守れない場合は、当該生徒については保護者と連携して期日を設けて直させる。
- ③上記について度重なる、または集団で違反があった場合には、部活動停止や部室の使用禁止等の処置をとる場合がある（特に買い食い、部内、遠征先での不祥事、部室での飲食については厳禁）。